

## 「投資信託等の運用に関する規則」の一部改正 (案)

新	旧
<p style="text-align: center;">投資信託等の運用に関する規則</p> <p>第1条～第14条 (略)</p> <p>(その他指図を行うことができる取引)</p> <p>第15条 委託会社は、投資信託財産の運用の指図を行うに当たり、次に掲げる取引等について当該各号で定めるところにより指図することができるものとする。</p> <p>(1)～(8) (略)</p> <p>(9) 資金の借入れ(コール市場を通じた取引を含む。)解約代金支払い目的、<u>分配金再投資型投資信託の分配金支払い目的及び事故処理に伴う資金手当て(当該投資信託財産に借入れ金利を負担させないものに限る。)目的</u>に限り、細則で定める限度額の範囲内で資金の借入れの指図を行うことができるものとする。</p> <p style="text-align: center;">(以下略)</p> <p><u>附 則</u> この改正は、平成30年 月 日から実施する。</p>	<p style="text-align: center;">投資信託等の運用に関する規則</p> <p>第1条～第14条 (同 左)</p> <p>(その他指図を行うことができる取引)</p> <p>第15条 委託会社は、投資信託財産の運用の指図を行うに当たり、次に掲げる取引等について当該各号で定めるところにより指図することができるものとする。</p> <p>(1)～(8) (同 左)</p> <p>(9) 資金の借入れ(コール市場を通じた取引を含む。)解約代金支払い目的<u>及び</u>分配金再投資型投資信託の分配金支払い目的に限り、細則で定める限度額の範囲内で資金の借入れの指図を行うことができるものとする。</p> <p style="text-align: center;">(同 左)</p>